

募集要項

真岡みらい日本語学校



〒321-4345

栃木県真岡市寺内 1191 番地

Tel 0285-81-5829

Fax 0285-81-5835

URL <https://mokamirai.com/>

真岡みらい日本語学校について

◇所在地

- 〒321-4345 栃木県真岡市寺内 1191 番地

◇設置者

- 株式会社ジェイエルエスジー
(東京都新宿区百人町 1-22-19 筒井ビル 2、1F TEL : 03-6869-6016)
- 種 別 法人(株式会社)
- 設 立 2016 年 9 月
- 資本金 2000 万円
- 売 上 58,674 千円 (2026 年 7 月)
- 沿 革 日本語学校運営 (2027 年 10 月開設)
日本語学校設立コンサルティング業 (2016 年 9 月～)
日本語学校運営サポート業 (2016 年 9 月～)

レベルと期間について

◇出願資格

- 12 年以上の学校教育課程又はそれに準ずる課程を修了している者
- 年齢が 18 歳以上の者
- 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- 日本留学に必要な学費生活費を確実に負担する者がおり、その方の資産形成過程を通帳などの資料で証明ができる者
- 大学・専門学校進学 2 年課程 : 日本語を 150 時間以上履修、日本語参照枠 A1 以上 (日本語能力試験 N5 相当以上)
大学・専門学校進学 1 年 6 か月課程 : 日本語を 400 時間程度履修、日本語参照枠 A2 以上 (日本語能力試験 N4 相当以上)
※日本語能力試験等の確認が出来ない場合は、当校実施のレベルテストに合格した者
- 本邦における不法滞在歴及び本邦あるいは自国での犯罪歴のない者
- 在留資格に問題ない者の本校への入学資格は、上記の条件に限らず、校長は入学を許可することがある。

◇コース期間と出願期間

入学時期	コース	出願期間
4 月	大学・専門学校進学 2 年課程	前年 9 月 1 日～10 月 31 日
10 月	大学・専門学校進学 1 年 6 か月課程	3 月 1 日～4 月 30 日

◇授業科目

<総合日本語>

初級から上級までの段階的な学習を通じて、進学（大学・専門学校等）および日本での日常・社会生活に必要な聞く・読む・話す・書くの技能を統合的に習得する。

<漢字>

初級から上級まで段階的に約 1,200 字の漢字を、字形（部首・画数・筆順）・音訓の読み・意味・熟語とともに体系的に習得する

<特別活動>

教室外の実際の日本語使用場面（安全講習・公共施設の利用・季節の行事・ボランティア・地域交流・発表会等）に段階的に参加し、各レベルで習得した日本語を実践的に運用するとともに、活動の振り返りを通じて日本の社会・文化への理解を深め、自律的に学習を改善する力を養う。

<進路・キャリア>

大学・専門学校等への進学に関わる情報を日本語で読み取り・比較し、自分の選択とその理由、進学後の学習計画を日本語で説明・記述できる力を養う。

◇授業時間

- 月曜日～金曜日（週 5 日制） ※ 20 時間／週（45 分授業）
- クラスは入学後最初のテストの結果で決まります。

午前の部	9:00 ～ 9:45	午後の部	13:00 ～ 13:45
	9:45 ～ 10:30		13:45 ～ 14:30
	10:45 ～ 11:30		14:45 ～ 15:30
	11:30 ～ 12:15		15:30 ～ 16:15

入学者選考について

◇選考方法と基準

- 出願書類の内容を審査し、留学の意思、留学資格、学歴、経済状況、その他当校に入学するのにふさわしい方を選考します。
- 申請時点で日本語参照枠 A1～A2 以上（日本語能力試験 N5～N4 程度以上）の日本語能力が必要です。

- ご本人と面接します。(選考の結果、入学をお断りする場合があります。)

◇留学ビザ

- 原則として、日本語学校で勉強する方は留学ビザが必要です。
- 留学ビザを取得するには、日本の出入国在留管理局が交付する「在留資格認定証明書」の取得が必要です。
- 当校が「在留資格認定証明書」を皆さんに代わって日本の出入国在留管理局に交付申請します。
- 入学後、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受けると、学業に支障のない範囲で、週 28 時間以内でアルバイトをすることができます。

※注意

<国民健康保険制度>

- 日本の法律により、国民健康保険に加入することが義務づけられています。
- 来日後、市役所等で住民票登録をするときに、国民健康保険の加入手続きもしてください。
- 病院で治療を受ける場合に、医療費の 3 割を負担するだけで済みます。

<留学生保険>

- 病院で治療にかかった費用の 3 割を補償する保険です。
- 国民健康保険と合わせると医療費の全額が補償され、個人負担は無くて済むことになります。
- 病気やけがの補償だけでなく、火災や個人賠償責任補償にも対応しています。

<アルバイトについて>

- 留学生のアルバイトは、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受けた上で、1 週間に 28 時間以内(夏休みなどの長期休業期間は 1 日 8 時間、週 40 時間以内)のアルバイトが許可されます。
- 許可された時間を超えてアルバイトをした場合は、在留期間更新が許可されない場合があり、退学の対象となります。

<生活費について>

- 日本の物価は高いです。1 か月の生活費のめやすは、家賃、水道光熱費、携帯電話通信費、国民健康保険料、食費などで、約 60,000～80,000 円程度かかります。十分な生活設計を立てて生活してください。

<寄宿舍について>

- 当校に寄宿舍はありません。近隣の不動産および寮を経営する会社を紹介しますので、ご自身で契約をお願いします。

入学までの流れについて

◇入学願書類の提出

- チェックリストに記載されているものを当校に提出してください。

◇入学選考

- 選考結果により、合格・不合格通知を発行します。
- 不合格の方には、在留資格認定証明書交付申請に関する書類をお返しします。
- 選考料はどのような理由があってもお返ししません。

◇在留資格認定証明書交付申請

- 合格の方について、出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請を行います。書類内容を確認し、不足や不明点が見つかった場合には追加資料をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

◇在留資格認定証明書の交付

- 申請後2～3か月で交付・不交付の結果が出ます。
- 結果が出次第すぐにお知らせします。
- 証明書が交付された方には学費等納付金の請求書をお送りします。

◇学費等納付金の振り込み

- 当校指定の金融機関口座に請求書記載の金額を期限までに振り込んでください。

◇在留資格認定証明書・入学許可証の送付

- 学費等納付金の入金確認後、在留資格認定証明書、当校入学許可証、入学手続きのご案内をお送りします。

◇留学ビザ申請

- 在外日本大使館・領事館で留学ビザを申請してください。
- 留学ビザの申請には在留資格認定証明書と当校の入学許可証が必要です。

◇留学ビザ取得

- 留学ビザを取得したら、準備を整えて来日してください。

◇健康診断

- 来日後、入学前に当校が提携している病院を案内しますから、そこで健康診断を受けてください。
- 持病やアレルギーがある方はお知らせください。

◇オリエンテーション

- 日本語のレベルを確認するためのテストや面接をして、クラスを決めます。
- 授業開始前に使用教科書や必要教材を配布します。
- 当校で勉強するために必要なことや役に立つことを説明します。
- 日本で生活するためのマナーや習慣を説明します。

◇入学

- 当校での勉強が始まります。

入学願書類について

- 日本語以外の言葉で書かれた書類には日本語訳を必ず添付してください。
- 提出された書類は原則として返却しません。ただし、卒業証書の原本などは出入国在留管理局から在留資格認定証明書の交付・不交付の結果通知とともに返却されますから、その後お返しします。

◇チェックリスト

- 出願者に関する書類

1	☐	証明写真 8枚	縦4cm×横3cm、3か月以内に撮影したもの。正面向き、胸から上、無帽、無背景、顔の輪郭が明瞭なもの。
2	☐	パスポートの写し	白紙のページ以外全部のページ。表紙、裏表紙も。
3	☐	入学願書（当校指定用紙）	出願者本人が、各項目に空欄のないように記入してください。学歴・職歴は継続的に記入し、空白期間がないようにしてください。進学準備期間、兵役期間も記入してください。
4	☐	卒業証明書	最終学校卒業証書の原本または卒業証明書、大学・高校在学中の方は在学証明書、中退した方は在学期間証明書。
5	☐	成績証明書	上記学校が発行した成績を証明する書類の原本。
6	☐	在職証明書	在職中の方は在籍する会社等に発行してもらってください。
7	☐	その他	追加資料が必要な場合（ ）

- 経費支弁に関する書類

A 出願者本人が支弁する場合			
1	☐	経費支弁書（当校指定用紙）	経費支弁者が直筆で記入してください。
2	☐	預金残高証明書	口座番号、通貨単位の記載のあるもの。予定在学期間に見合う残高のあること。
3	☐	職業証明書	収入や預金残高を裏付ける資料として用意してください。書式自由。
4	☐	収入証明書	年間総所得の記載のあるもの。
5	☐	就学同意書	出願者自身が同意者として記入してください。
6	☐	その他	追加資料が必要な場合（ ）

B 支弁者が日本以外の国に居住する場合			
1	☐	経費支弁書（当校指定用紙）	経費支弁者が直筆で記入してください。
2	☐	預金残高証明書	口座番号、通貨単位の記載のあるもの。予定在学期間に見合う残高のあること。
3	☐	職業証明書	収入や預金残高を裏付ける資料として用意してください。書式自由。
4	☐	収入証明書	年間総所得の記載のあるもの。
5	☐	戸籍謄本など	出願者と経費支弁者との関係を証明するもの。
6	☐	就学同意書	経費支弁者が同意者として記入してください。
7	☐	その他	追加資料が必要な場合（ ）

C 支弁者が日本に居住する場合			
1	☐	経費支弁書（当校指定用紙）	経費支弁者が直筆で記入してください。
2	☐	預金残高証明書	予定在学期間に見合う残高のあること。
3	☐	職業証明書	会社勤務の方：所属先の在職証明書をご用意ください。 会社経営の方：会社に関する登記簿謄本などをご用意ください。 自営業の方：確定申告書控えの写しをご用意ください。
4	☐	収入証明書	年間総所得の記載がある住民税課税証明書。
5	☐	戸籍謄本など	出願者と経費支弁者との関係を証明するもの。
6	☐	就学同意書	経費支弁者が同意者として記入してください。
7	☐	その他	追加資料が必要な場合（ ）

学費等納付金のお支払いについて

お支払時期	項目	大学・専門学校進学 2年課程	大学・専門学校進学 1年6か月課程
入学願書提出時	選考料	30,000 円	30,000 円
在留資格認定証明書 交付連絡時	入学金	80,000 円	80,000 円
	授業料	640,000 円	640,000 円
	施設費	10,000 円	10,000 円
	教材費	19,000 円	19,000 円
	課外活動費	15,000 円	15,000 円
	保険料	10,000 円	10,000 円
	健康管理費	10,000 円	10,000 円
	合計	784,000 円	784,000 円
入学1年後	授業料	640,000 円	320,000 円
	施設費	10,000 円	5,000 円
	教材費	19,000 円	9,500 円
	課外活動費	15,000 円	7,500 円
	保険料	10,000 円	5,000 円
	合計	694,000 円	347,000 円
合計		1,508,000 円	1,161,000 円

◇返金について

- 入学者選考において不合格の場合：選考料は返還しない。
- 在留資格認定証明書が交付され、入学許可証を交付したにも関わらず、入学しなかった場合：選考料、入学金以外の納付金を返還する。

但し、在留資格認定証明書と入学許可証の返却を条件とする。

- 在外日本大使館・領事館にて入国査証が発給されなかった場合：選考料、入学金以外の納付金を返還する。

但し、入学許可証の返却と在外日本大使館・領事館において入国査証が発給されなかった事の確認を条件とする。

- 入国査証を取得したが、来日以前に入学をキャンセルした場合：選考料、入学金以外の納付金を返還する。

但し、入学許可証の返却と入国査証の失効確認を条件とする。

- 授業料を納付し入学後、1年目で中途退学する場合：選考料、入学金は返還しない。授業料も原則として返還しない。

但し学生が帰国する場合、一部の授業料を以下の通り返還する。

- 入学後 1 か月以内に退学し帰国する学生：9 か月分の授業料のみ返還する。
- 入学後 2 か月～3 か月以内に退学し帰国する学生：6 か月分の授業料のみ返還する。
- 入学後 4 か月～6 か月以内に退学し帰国する学生：3 か月分の授業料のみ返還する。
- 入学後 7 か月～9 か月以内に退学し帰国する学生：授業料の返還はしない。
- 2 年目で中途退学する場合：学生が既に納めた授業料のうち、退学日の翌月分からの授業料のみ返還する。
- 授業開始日より来日が遅れた場合：受講できなかった期間の授業料は返還しない。

学則 別紙

(学則第26条 納入について)

2 休学中および復学時の学費納入について

- (1) 学生が休学した場合は、その始期に属する月から授業料を免除することができる。
- (2) 学生が復学した場合は、その始期に属する月から授業料を納付しなければならない。

(学則第30条 寄宿舍について)

- (1) 本校は、「学則29条」寄宿舍は所有しない。
- (2) 学生は、本校より案内した物件、もしくは自身で契約した物件に居住する。
ただし、自身で契約する場合は、契約前に居住先および契約不動産情報を本校に報告したうえで契約を行う。
- (3) 学生の居住状況については、本校が必要に応じて確認し生活指導を行う。

(学則第31条 健康診断について)

- (1) 健康診断は毎年1回実施する。
- (2) 健康診断は学校内もしくは学校の指定する医療機関で実施する。
- (3) 健康診断項目は下記のとおりとする。
 - ・身体計測 ・視力 ・聴力 ・血圧 ・血液検査 ・尿検査 ・胸部X線
 - ・心電図 ・結核検診 ・その他必要と定めた検査項目
- (4) 健康診断の結果、再検査となった場合は速やかに医療機関に行き再検査を行う。
- (5) 入学前に母国での健康診断結果を原則提出すること。持病やアレルギーのある者は入国前に本校に報告する。

制定 令和9年4月1日